

委員会の検証と判断・その1 裏付け取材は十分だったか

1 委員会の方針

放送された番組が、虚偽かどうか問題となる事案について、虚偽の内容を放送したことだけをもって、委員会が放送倫理違反と判断したことは、これまで一度もない。民放連とNHKが定めた「放送倫理基本綱領」は、「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」としている。これを踏まえて、委員会は、番組が放送倫理違反となるのは、放送時点において、その放送内容が真実であると信じるに足る相応の理由や根拠を欠いていた場合に限り、と判断してきた（委員会決定第1号20ページ、同第6号31ページ、同第19号4ページ）。そして、報道番組に限らず情報バラエティーでも、情報を事実として提示する場合には、事実や情報は正確でなければならないと判断している（委員会決定第12号1ページ、6ページ）。

委員会の上記の判断は、完璧な裏付け取材を放送局に求めることは、不可能を強いて放送現場の萎縮を招くことになり、独自の調査報道によって社会悪の存在を暴いたり、その時々を重大な問題をできる限り速く報じたりしようとする番組の制作を阻害し、その意欲を低下させることになりかねないことを懸念したためである。番組の制作に過度の抑制がはたらくような判断をすることは、謙抑的でなければならないだろう。

それでは、対象番組には、放送時点において、その放送内容が真実であると信じるに足る相応の理由や根拠があったのだろうか。佐村河内氏の「作曲」活動と聴覚障害の2点に分けて、各局の裏付け取材の内容を以下で検証する。

2 「作曲」活動に関する裏付け取材

(1) 制作時期による濃淡

まず、前記の で整理したメディア報道を踏まえながら、各番組の取材時に佐村河内氏が作曲家として、どのような評価を受けていたのかを確認する。制作時期による裏付け取材の濃淡にかかわるからである。

2008年に取材を開始した『NEWS 23』のAディレクターと『いま、ヒロシマが聴こえる』のBディレクターは、取材前、佐村河内氏に関する新聞、雑誌などのメディア報道やその他の資料・文献はほとんど確認できなかったと話している。佐村河内氏の出身地である広島でさえ、佐村河内氏は知られていない存在だったという。同じ年の9月に広島で行われたG8下院議長会議記念コンサートで、「交響曲第1番」が初演された際にも、地方のニュースとして報道された程度だった。

その後、音楽業界でも「交響曲第1番」の評価が徐々に高まっていく。2010年

の東京交響楽団による演奏会、そして2011年の日本コロムビアからのCD発売があり、新聞や雑誌の報道が着実に増えていった。こうしたメディア報道の増加は、佐村河内氏が交響曲の作曲家として一定の評価を受けている人物であるという印象を、番組制作者に与えていった。

2010年に新聞で佐村河内氏の記事を読んだ『ワイド!スクランブル』のCディレクターがそうだったし、後続の対象番組のディレクター、記者、プロデューサーたちも、そのように受け止めていた。

すでに佐村河内氏を『NEWS 23』で取り上げたAディレクターは、メディア報道に加えて、インターネット上でも、佐村河内氏の音楽を評価するブログなどが多く存在するのを確認して、音楽愛好家だけではなく、一般の視聴者にも佐村河内氏を紹介したいと考えて『情報LIVE ただいま!』を提案し制作した。

その『情報LIVE ただいま!』を見て、『金曜日のスマたちへ』のDディレクターと『news every .』のE記者は、佐村河内氏に関心を持ち、番組で取り上げたいと考えた。

『情報LIVE ただいま!』と『NHKスペシャル』の放送後には、CDの売上げが急伸び、テレビや新聞での報道がさらに増加した。同じころ、『金曜日のスマたちへ』では、佐村河内氏を「旬の人」ととらえて番組を制作した。『金曜日のスマたちへ』と『news every .』のプロデューサーは、『NHKスペシャル』を視聴していた。

このように、2010年ころから、佐村河内氏がメディアで報じられる機会が多くなり、番組制作者が佐村河内氏の企画を提案したり、対象番組が他の対象番組の制作者の目に触れたりして、新たな番組が制作されたことが分かる。メディアが相互に、佐村河内氏を全響の交響曲作曲家として報道し、その知名度や存在感を高めていったと言えよう。

佐村河内氏に関するメディア報道の高揚と逆行するかのようには、対象番組の制作者は、その制作時期が遅くなればなるほど、裏付け取材の必要性に対する意識が低くなっている。

以下に示すように、佐村河内氏の「作曲」活動に関する裏付け取材の必要性を意識していたと思われるのは、メディア報道が少なかったころの『NEWS 23』と『いま、ヒロシマが聴こえる』のディレクター2人だけで、その他のディレクターや記者は、すでに一定の社会的な評価を得た人物として、佐村河内氏の「作曲」活動に関する裏付け取材をほとんど行っていないのである。

(2)「TIME」誌の記事

対象番組のほとんどの制作者が把握していたのが、佐村河内氏を取り上げた2001

年のTIME誌の記事だった。制作者たちはこの記事が佐村河内氏から提供されたり、『NEWS 23』や『情報LIVE ただいま!』などでその存在を知ったりした。この記事は、邦楽の奏者を含む200人のオーケストラを使った「鬼武者」の楽曲を、ゲーム音楽として画期的な曲であると評価しているが、佐村河内氏をクラシック音楽の作曲家として評価したわけではない。しかし、制作者たちは、TIME誌という有力誌が佐村河内氏を取り上げ、その中に「デジタル時代のベートーベン」という表現が使われていたことを、佐村河内氏のすぐれた音楽性を「裏付ける」ものだと受け止めていたようである。

TIME誌がこの表現を使ったのは、佐村河内氏は自分の聴覚障害が「デジタル時代のベートーベン」という物語になって率直な批評をされなくなることをおそれていた、という文脈においてであり、同誌が佐村河内氏を「デジタル時代のベートーベン」と評した事実はない。このTIME誌の記事の内容が対象番組内で正確に伝えられていなかった点については、次章のでも詳しく触れる。

(3) 幼少時の音楽修練

正規の音楽教育を受けず、小学生の時から音楽理論を独学で学んで交響曲を作曲することは、普通ではあり得ない驚嘆すべきことである。対象番組はそのような偉業を成し遂げた交響曲の作曲家として佐村河内氏を紹介したが、その取材は同氏の自伝が出発点となっている。自伝に書かれた、佐村河内氏の天才性を物語る半生と音楽修練について、どの程度の裏付け取材を行ったのだろうか。

両親への取材

自伝は、4歳の時から母親からピアノの英才教育を受け、10歳でベートーベンのピアノソナタ「熱情」やバッハを弾きこなすなど、天才的な能力を示したという話が音楽修練の中核となっているので、制作者なら、その指導をした母親の取材をしたいと、普通は考えるだろう。

佐村河内氏を取り上げた最初の番組である『NEWS 23』のAディレクターは、スパルタ教育のような形でピアノを教えた母親や、被爆を体験した両親に話を聞きたいと、佐村河内氏に再三申し入れたが、佐村河内氏から両親が取材を嫌がっていると断られた。

少し遅れて、佐村河内氏の取材を始めていた『いま、ヒロシマが聴こえる』のBディレクターも、同じように佐村河内氏から両親への取材を断られていた。肉親に話を聞かないでくれと言われた経験は、ほかの取材でもあったので、佐村河内氏の対応に特に違和感はなかったという。それでも、Bディレクターは、後日、佐村河内氏の承諾なしに、直接母親に電話をして、カメラは持参しないので幼少時の話を聞かせてほしいと頼んだが、母親から断られた。このことを知った佐村河内氏は、尊敬し大切に

思っている両親が嫌がることをするなと激怒したため、Bディレクターは取材を続けられなくなるのではないかと案じたという。

佐村河内氏が怒ってこの話をするのを聞き、Aディレクターも両親の取材はできないと感じ、あきらめたという。

『金曜日のスマたちへ』のDディレクターも、両親の取材を申し出たが、佐村河内氏から、両親との関係があまり良くなかつ連絡も取っていないので、迷惑をかけたくないと言われて、取材をあきらめた。

同級生への取材

『NEWS 23』のAディレクターは、自伝に登場する小学校の同級生のプラスバンド部の部長に取材をしたところ、「とても速い、難しいクラシック曲を弾いていた記憶が鮮明に残っている」「2人きりのときには、ピアノを弾いて聴かせてくれて、ピアノに才能があった」と言われ、自伝のとおりだと信じた。

『いま、ヒロシマが聴こえる』のBディレクターは、両親への取材ができなかったため、幼少時のことを話してくれる人物が必要であると考え、同じ同級生の部長にインタビューした。佐村河内氏のピアノについては、Aディレクターとほぼ同じことを聞き、自伝のとおりだと信じた。

さらに、Bディレクターは、佐村河内氏の中学校時代の同級生から卒業アルバムを借りようとしたが、佐村河内氏は再び怒り、過去の自分をあまり思い出したくないと語ったという。

天才性の確認

自伝に書かれた幼少期の音楽的天才性について、ディレクターらは誰ひとりとして、疑問を持つことはなかったようである。

小学6年生で「クライスレリアーナ」という難曲を暗譜で弾いたこと、8歳のときソナチネを1年で終えたこと、10歳でベートーベンの「熱情」を習得したことなど、実際にはあり得ないような事柄が、自伝の随所に書かれている。また、コンチェルトを終えたと書かれているが、コンチェルトは独奏者とオーケストラが協演する器楽曲なのに、オーケストラパートをどうしたのかなどについては何の記述もない。ピアノの訓練を受けた人に自伝を見せて確認すれば、その怪しさが指摘されたであろうが、それを行ったディレクターはいなかった。

(4) 音楽業界へのアプローチ

佐村河内氏の音楽能力の確認や、全聾であっても作曲ができるのかについて、音楽業界への取材は行われたのだろうか。

『NEWS 23』『いま、ヒロシマが聴こえる』の2番組は、「交響曲第1番」が初演された時期または初演後まもなくの時期に制作され、当時、CDも発売されていな

かった。このため、音楽業界に取材をしても、誰も佐村河内氏を知らないという状況だったという。

それでも『NEWS 23』のAディレクターは、広島交響楽団の指揮者や音楽評論家に「交響曲第1番」の評価を尋ねたところ、いずれも高い評価が返ってきたという。

「交響曲第1番」のCDが発売された後も、Aディレクターは『情報LIVE ただいま!』と『NHKスペシャル』の制作に際して音楽業界にあらためて取材をした。そのとき、音楽研究者から、絶対音感がある人は全聾であっても作曲ができる、ベートーベンやスメタナという実例もある、70分を超す大作でも記憶していればまとめて記譜することは不可能ではないだろう、と説明を受けた。別の著名な作曲家は、楽器を弾きながらインスピレーションを得る作曲家と、頭の中ですべて作る作曲家と2種類に分かれるが、楽器に触れずに作曲する作曲家は多いし、正規の音楽教育を受けていないから、逆に正統派のクラシックが書けるのだろうと話したという。

また、レコード業界からも、佐村河内氏が本当に作曲しているのかという疑問の声は聞こえてこなかったようである。

他の3番組は、人物像の紹介が中心で、音楽性を追求する番組ではないという理由から、音楽業界に取材はしていない。

(5) 記譜などの撮影

聴覚障害がある佐村河内氏がどのように作曲しているのかという疑問は、当然のことながら大半の制作者が抱き、佐村河内氏に作曲方法を質問し、作曲の様子を撮影しようと試みている。

佐村河内氏は頭の中で曲を作っていると述べ、ひどい耳鳴りがあるなか、音が降りてくる様子を詳しく説明したので、ディレクターらは、佐村河内氏が音楽室で瞑想をしている様子を撮影した。しかし、頭の中で完成した曲を楽譜に書き写す記譜については、何も書いていない五線紙を机の上に置き、それに向かって佐村河内氏の様子や、完成後に楽譜を前にした同氏の撮影がかりうじて許されただけだった。

佐村河内氏が記譜の撮影を拒否した理由は、番組ごとに違いがある。『いま、ヒロシマが聴こえる』のBディレクターと『ワイド!スクランブル』のCディレクターは、「いま音が降りてこないのに記譜できない」と言われ、撮影をあきらめた。

『NEWS 23』『情報LIVE ただいま!』『NHKスペシャル』と3つの番組を制作したAディレクターは、『NEWS 23』のときだけで10回余り記譜の撮影の依頼をしたという。佐村河内氏は「神聖なものだ」「出産シーンを撮らせたくない」と言って断った。

『情報LIVE ただいま!』のときには、記譜シーンの撮影は依頼しなかったが、『NHKスペシャル』では、作曲過程を追っていた「ピアノのためのレクイエム・イ

短調」の記譜シーンの撮影をあらためて佐村河内氏に依頼した。企画が採択される前に、『NHKスペシャル』は大きな番組なので、実現したら、しばらく佐村河内氏の番組を制作することもないと思う。7年間で信頼関係も築けたと思うので、最後のお願いとして記譜シーンを撮らせてほしい」と頼んだのである。佐村河内氏は「考えておくが無理だと思う」と答えたという。

曲の完成が迫る中、取材班の3人は絶対に記譜シーンを撮ろうと決意し、どのように頼むかを相談した。プロデューサーからも記譜シーンの撮影の指示があったという。曲が完成したと佐村河内氏が取材班に告げたとき、Aディレクターに続いてカメラマンも説得したが、佐村河内氏は記譜シーンの撮影を断った。今後撮影を続けることができなくなり、番組自体が飛んでしまうのではないかという緊張感が張りつめ、取材班は記譜シーンの撮影をあきらめた。

さらに、『news every .』のE記者も、佐村河内氏に記譜シーンの撮影を依頼したが、佐村河内氏は「神様が降りてくる大事な瞬間で、今まで誰にも見せたことがない。NHKにも見せたことがない」と拒否した。E記者は、密着取材をしていたNHKすら撮影できなかったのであれば、撮影は無理と判断した。

(6) 裏付け取材は十分だったか

以上の委員会の検証から明らかなように、対象番組の取材・制作時点で、佐村河内氏の作曲と紹介した曲を新垣氏が作っていたことを知っていた制作者はひとりもいなかった。また、TIME誌の記事を読めば、「鬼武者」の制作発表会以後に、佐村河内氏が全聾ではない時期があったことが分かったはずであるが、それを意識して取材し真相を突き止めた制作者もいなかった。つまり、虚偽の事実を知りながら、番組を制作した制作者はいなかったことをまず確認しておきたい。

それでは、真実と信じるに足る相応な理由や根拠についてはどうだったか。

対象番組は、佐村河内氏という人物とその音楽を紹介する色彩の強いものが多く、人物像については、自伝に基づき、本人の取材を交えて、番組が制作されている。本人の取材と言っても、実際には、佐村河内氏が自伝に沿った話をするだけであろう。佐村河内氏本人から離れた取材源にあたらなければ、自伝の真実性は分からないはずだ。また、再現ドラマによって、佐村河内氏の半生を迫真性と臨場感ある映像で表現した場合には、自伝の内容が事実かどうかについて、より慎重に判断すべき責任が生じるはずだ。

ところが、各局の裏付け取材はほとんど行われていない。佐村河内氏がまだメディアに知られていなかった時期に取材をした『NEWS 23』と『いま、ヒロシマが聴こえる』のディレクターらが、同級生への取材で自伝に書かれたエピソードと類似した話があることを確認した程度だった。幼少時の英才教育については、両親への取材

を試みたが、佐村河内氏の拒絶にあって実現していない。先に見たとおり、2010年以降、佐村河内氏の知名度が上がるにつれて、各局は自伝に関する裏付け取材はほとんどしていないと言ってよい。

だが、特段の疑問も生じていないのに、放送局に、自伝に書かれた幼少時の音楽修練がすべて事実かどうかを確認する責任を負わせては、自伝の内容を紹介したり、人物に迫るドキュメンタリーなどの番組を制作したりするのがきわめて困難になってしまうおそれがあることは理解できる。そして、自伝が大手出版社から出版され、本の帯には著名な作家の推薦文も付いていたため、それに一定の信頼を置いたことも推測できる。

また、どの局も、音楽業界への取材またはインターネット検索等で、佐村河内氏の情報を確認しているが、佐村河内氏の作曲活動を否定したり音楽性に疑問を投げかけたりするような情報は得られなかった。対象番組の放送後に、出身地の広島からも佐村河内氏の半生への疑問が寄せられることはなく、佐村河内氏の作曲活動の「虚偽」を告発するような視聴者からの反応もなかったという。

何よりも「交響曲第1番」のCDを発売した大手レコード会社の日本コロムビアでさえ、佐村河内氏が作曲していると考え、佐村河内氏が提供した経歴を疑うことなく、CDの楽曲の説明書にそのまま掲載していたと、委員会の照会に対し回答している。この回答には、CD化される前に担当者が「第三者が関与しているらしい」という情報を入手したものの、第三者の氏名や楽曲を特定するような情報ではなく、誹謗中傷の類の「根も葉もない噂」としか認識しなかったことも書かれていた。

日本コロムビアでは、CD化するにあたり、佐村河内氏と楽曲に関するさまざまなやり取りがあったはずであるが、同社ですら佐村河内氏が作曲していないことを見抜くことができなかった。音楽を専門としない放送局の制作者に、作曲活動に関する虚偽を見抜くことを求めるのは酷というものではないだろうか。

加えて、佐村河内氏が作曲をしているかどうかを知り得る記譜シーンの撮影が、拒否されつづけて実現しなかったことも、虚偽の事実を解明できなかったことと関係していると思われる。今となってみれば、佐村河内氏が記譜シーンの撮影を拒否した真の理由は明確であるが、作曲は神聖なものだという理由も全く不合理とまでは言い得ず、記譜のシーンの撮影の拒否をもって佐村河内氏が作曲をしていないのではないかと疑問を持つべきだったとまで言うことはできないであろう。

『NHKスペシャル』の場合、密着取材により作曲の過程を紹介するというドキュメンタリーであるから、記譜シーンはそのクライマックスともなるべきもので、それが撮影できなかったことは残念だったはずである。しかし後に詳しく触れるように、作曲の進捗を尋ねられて、すらすらと曲の構想を図に書いて説明した事実があり、これが記譜シーンの撮影を拒否されても、佐村河内氏が作曲していることを確信させる

決め手になっている。

そして、2010年以降は、やこの(1)で触れたように、相次ぐメディア報道もあって、佐村河内氏には交響曲の作曲家として一定の社会的評価が与えられていた。時期的にはその10年ほど前になるが、TIME誌という有力誌の記事が存在していたことも、制作者たちが佐村河内氏を定評のある作曲家と思い込んだ一因となっていたよう。そうした一定の社会的評価があると思われる人物について、疑問を抱かせる具体的な事実も浮上していないのに、実際に作曲活動をしているのかという疑問を持って取材するべきだというのは、取材の実情と合致しないであろう。

以上のような事情を総合すると、委員会は、佐村河内氏の作曲活動に関する各局の裏付け取材は、後に問題発覚後の対応の検証で指摘するように不十分なところもあるが、放送倫理違反を問うまでの落ち度があるとは言えないと判断する。

3 聴覚障害に関する裏付け取材

(1) 診断書と身体障害者手帳

佐村河内氏の聴覚障害に関する裏付けとして、『news every.』を除く他の対象番組は、診断書や身体障害者手帳を撮影したり、確認したりしている。医療機関が発行した診断書と、自治体という公的機関が発行した身体障害者手帳の存在は、全聾であると信じた大きな理由であるという。

こうした裏付けを行わなかった『news every.』は、その理由として、佐村河内氏の対応が自然だったこと、全聾の作曲家との評価が社会的にも定着していたことから、身体障害者手帳の確認までは不要と判断したことをあげている。

(2) 手話通訳

取材の際に佐村河内氏とは、手話通訳か筆談で話したので、聴覚障害を疑わなかったという制作者が大半だった。また、数人での打ち合わせの際に、手話通訳した妻が全員の話を通訳しなかったとき、佐村河内氏が何を言っているのか通訳しろと怒ったため、同氏が全く聞こえていないのだと思った制作者もいた。

取材の合間に、佐村河内氏から簡単な手話を習った制作者もいて、手話を理解していると認識したという。

佐村河内氏が全聾であるにもかかわらず、健常者と同じように話をしていることを奇異に感じた制作者も多かったが、手話通訳者から、中途失聴者はふつうの人と同じように話すことができると説明され、納得していた。

(3) 佐村河内氏の言動

取材中に周囲で大きな物音がしたのに気づいた素振りがなかったこと、新幹線でト

ンネルに入り音が聞き取りにくくなっても同じ音量で話していたこと、打合せ中に携帯電話が鳴っても一切反応しなかったことなど、耳が聞こえていないとしか考えられない佐村河内氏の言動を指摘している制作者は多い。佐村河内氏は、口の動きで話していることがある程度分かると話していたので、それを信じた制作者も多かった。レコード会社の担当者から、真横で大きな音がしたときも、佐村河内氏は気がつかなかったというエピソードを聞いた制作者もいた。

(4) 音が聞こえる仕組み

対象番組には、佐村河内氏がピアノやバイオリンに手をあてて音色を確認している場面を映したものが多い(『NEWS 23』『いま、ヒロシマが聴こえる』『ワイド!スクランブル』『NHKスペシャル』『news every.』の5番組)。

音の高低は、空気の振動や頭蓋骨の振動が内耳で神経の興奮に転換され、それが脳に伝えられて脳で認識される。指先から頭蓋骨に至るまでには多数の関節があるため、指先で感じる振動は頭蓋骨に伝わらず、それを脳が音色として認識することはない。佐村河内氏も聴き取りで、振動は感じて音色を感じることはないと述べている。

したがって、佐村河内氏が指先の振動で音色が分かると伝えた番組は、事実でないことを放送しているのであるが、そのことに疑問を持って音が聞こえる仕組みについて確認した番組はひとつもなかった。制作者は逆に、指先で音色が分かるのは、才能の証しであるとか、超人的な指の感覚を持っているのだと思ってしまったという。

(5) 裏付け取材は十分だったか

佐村河内氏の聴覚障害、すなわち全聾であるかどうかについては、先に述べたとおり6番組が客観的な資料である診断書や身体障害者手帳で確認をしている。2002年の診断書に、純音聴力検査を行ったことが記されている以上、医師が適正な検査を行い専門的な見地から聴覚障害という診断をしたと受け止めるのが通常だろう。自治体という公的機関が発行した身体障害者手帳の等級が誤りではないかと疑うことも、難しいのではないだろうか。

また、手話通訳を介して会話していれば、佐村河内氏の反応に明らかにおかしなところがない限り、同氏が全聾であると受け止めるのもやむを得ないだろう。

慶應義塾大学の小川教授は、中途失聴者であっても全聾になってから長い時間が経過すると、健常者と全く同じように話すことは困難になることが多いとの意見を述べている。しかし、このような専門的な知識を制作者が持っているとは限らないうえ、手話通訳者から中途失聴者はふつうの人と同じように話ができると説明されれば、それ以上疑いを持たないことも理解できる。

佐村河内氏は、指先の振動で音色が分かるという通常あり得ない超人的な能力を誇

示していたのだから、音が聞こえる仕組みを専門医あるいは医学書で確認することも考えられたらう。そこから佐村河内氏の説明の信用性について疑問を持つことも可能だったかもしれない。しかし一定の社会的評価があると思われる人物を取り上げ紹介する番組で、この話を、才能の証しであるとか、超人的な指の感覚を持っているのだと思ってしまったというのも、当時の判断としてはやむを得なかったと思われる。人が音色を判断できる仕組みについては、多くの一般人は十分な知識を持っていないし、この点について疑問を持って専門家の意見を聞くべきだったということは、放送局に過剰な負担を負わせるおそれがある。

したがって、委員会は、佐村河内氏の聴覚障害に対する裏付け取材についても、真実と信じるに足る相応の理由や根拠があったと判断する。

4 結論 放送倫理違反があるとまでは言えない

上記のように、裏付け取材は不十分なところもあったが、委員会は、放送時点において、その放送内容が真実であると信じるに足る相応の理由や根拠が存在していたと判断し、各対象番組に放送倫理違反があるとまでは言えないと考える。

従来の委員会決定の焦点は、放送倫理違反についての判断部分であったように思われる。メディアも委員会の結論に着目して報じているようだ。しかし、今回の事案について、委員会のこの結論だけが重視されるのであれば、委員会が伝えようとしていることと齟齬をきたしてしまうであろう。委員会が放送局に伝えたい内容は、むしろ次章以降に凝縮されているからである。ぜひ次章以降も読み進めてほしい。